

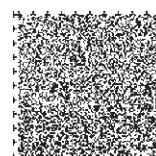
施策体系

重点的に取り組む3つの課題に対応するため、この計画は次の施策体系で構成されています。

施策体系 I	中分類	小分類
障害のある人の生活の質の向上	1 オーダーメイドの個別支援システムの構築	・ 個別支援計画に基づく支援システムづくり
	2 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実	① 自立支援協議会の活性化
		② 相談支援体制の充実
		③ 福祉サービスの充実
	3 特別支援教育の充実	① 地域で共に学ぶための環境整備
		② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
		③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
		④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム
	4 住まいの確保	① グループホーム・ケアホームの質・量の充実
		② 障害のある人向け住戸の確保
	5 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実	① ショートステイ床の確保
		② 在宅サービスの充実
		③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

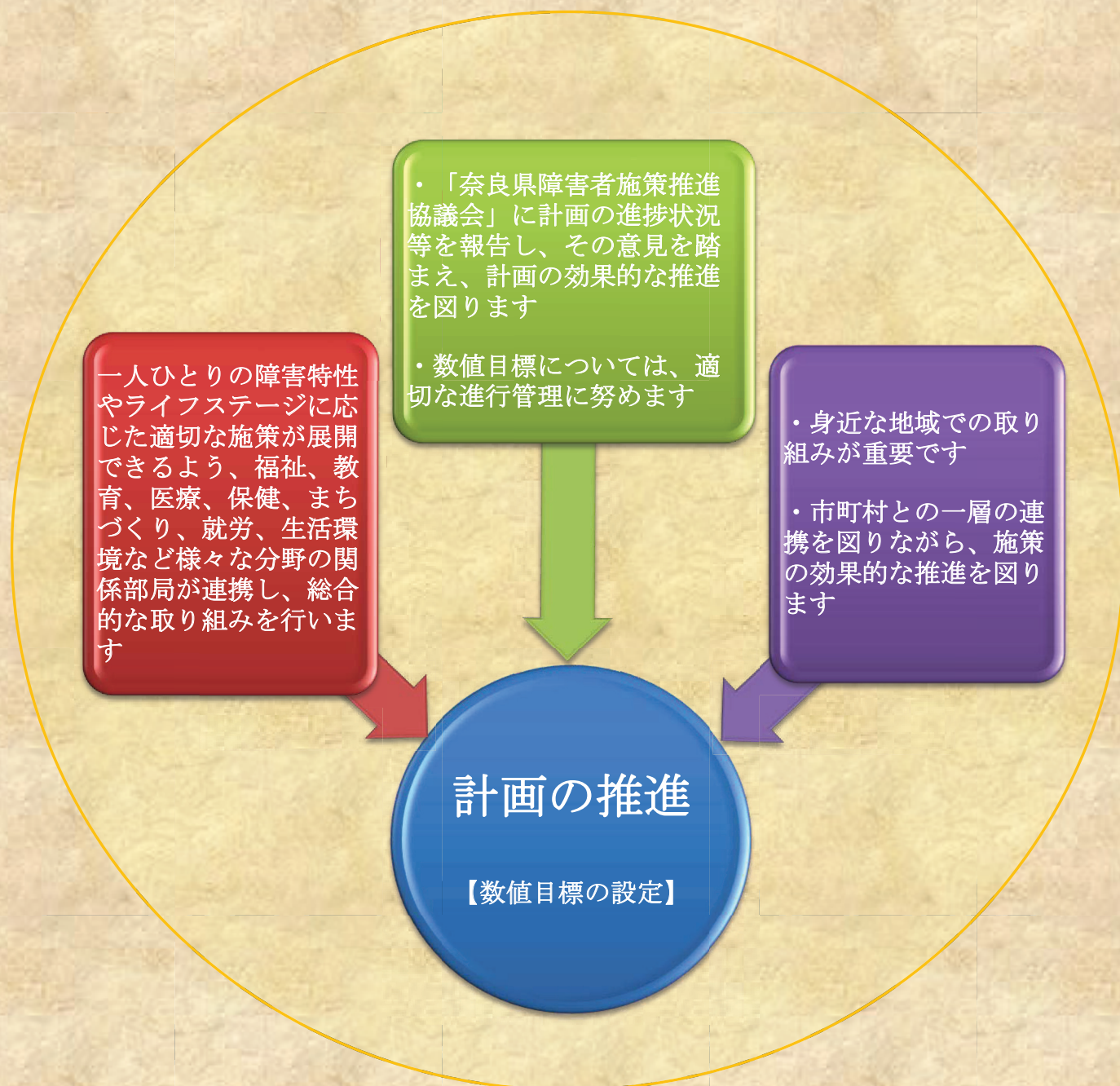
施策体系 II	中分類	小分類
障害のある人の社会参加と就労の促進	6 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり	① 障害のある人の社会参加の促進
		② 障害のある人の就労に向けた支援
		③ 障害福祉版アドプトプログラム
		④ 「ものづくり」における農工との連携
	7 障害者雇用モデルの確立	① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
		② 事業所としての県庁の雇用実践
		③ 福祉的就労への支援
		④ 企業による障害者雇用の推進
	8 公的機関による障害者応援システムづくり	① 公的機関の発注拡大
	② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム	
9 障害のある人の所得の確保	・ 各種障害者手当・年金等の充実	

施策体系 III	中分類	小分類
障害のある人の安心の確保	10 障害者医療の充実	① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
		② 重症心身障害児（者）への支援
		③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携
	11 総合的なバリアフリーの推進	・ ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進
	12 防災・防犯対策の充実	① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
		② 防災・防犯体制の向上
		③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化
	13 相互理解の推進と権利擁護	① 相互理解のための広報啓発の推進
		② 国際交流の推進
		③ 権利擁護のための施策の充実
		④ 事業所・病院等への指導の強



計画の推進体制

・県はこの計画を推進するため、以下のような体制で取り組みます。



※ 「奈良県障害者施策推進協議会」

障害者基本法に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関。

